

○ 建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十七条の二第一号イ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合にあつては、第一号）に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第二 令第三百三十七条の二第一号ロ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上主要な部分については、次のいずれかに定めるところによる。</p> <p>イ 令第三章第八節の規定に適合すること。</p> <p>ロ 令第三章第八節の規定（地震に係る部分に限る。）に適合し、かつ、地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること（法第二十条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物である場合に限る。）。</p> <p>ハ 平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十七条の二第一号イ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>第二 令第三百三十七条の二第一号ロ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上主要な部分については、次のイ及びロに定めるところによる。</p> <p>イ 地震に対して、増築又は改築に係る部分以外の部分の規模及び構造が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める構造計算（それぞれ地震に係る部分に限る。）によって構造耐力上安全であること又は平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめること。</p> <p>(1) 法第二十条第一項第二号に掲げる建築物の区分に該当するもの 同号イ後段に規定する構造計算</p>

地震に対して安全な構造であることを確かめ、かつ、地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。

二 建築設備については、第一第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）。

第三 令第三百三十七条の二第二号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからホまでに定めるところによる。

イ 増築又は改築に係る部分が令第三章（第八節を除く。）の規定及び法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

ロ 地震に対して、次のいずれかに定めるところによる。

(1) 令第三章第八節の規定（地震に係る部分に限る。）に適合すること。

(2) 令第四十二条、令第四十三条並びに令第四十六条第一項から第三項まで及び第四項（表三に係る部分を除く。）の規定（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあっては同告示第一から第十までの規定）に適合することを確かめること（法第二十条第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。）。

(2) 法第二十条第一項第三号又は第四号に掲げる建築物の区分に該当するもの 同項第二号イ後段又は第三号イ後段に規定する構造計算

ロ 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。

二 建築設備については、第一第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる。

第三 令第三百三十七条の二第二号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからホまでに定めるところによる。

イ 増築又は改築に係る部分が令第三章（第八節を除く。）の規定及び法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

ロ 建築物全体（令第三百三十七条の十四第一号に規定する部分（以下この号において「独立部分」という。）であつて、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。以下同じ。）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。

ハ 下の号において「独立部分」という。）であつて、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。以下同じ。）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。

(1) 法第二十条第一項第二号に掲げる建築物の区分に該当するもの 第二第一号イ(1)に定める構造計算

(2) 法第二十条第一項第三号又は第四号に掲げる建築物の区分に該当するもの 第二第一号イ(2)に定める構造計算

ハ 下の号にかかわらず、法第二十条第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のもの（以下「木造建築物」という。）については

ハ 地震時を除いては、次のいずれかに定めるところによる。

(1) 令第三章第八節の規定（地震に係る部分を除く。）に適合すること。

(2) 令第四十六条第四項（表二に係る部分を除く。）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあつては平成十三年国土交通省告示第五百四十号第一から第十までの規定）に適合すること（法第二十条第一項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。）。

ニ ロの規定にかかわらず、増築又は改築後の建築物（新たにエキ

スパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分（令第三十六条の四に規定する部分をいう。以下同じ。）に分ける場合（以下「分離増改築を行う場合」という。）にあつては、既存の独立部分。

以下ニにおいて同じ。）の架構を構成する部材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。以下ニにおいて同じ。）が増築又は改築前の建築物の架構を構成する部材から追加及び変更（当該部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く。）がない場合にあつては、平成十八年国土交通省告示第八十五号に定める基準によつて地震に対して安全な構造であることを確かめることができ

、次に定めるところによることができる。

(1) 地震に対して、建築物全体が、第二第一号イ(2)に定める構造計算（地震に係る部分に限る。）によつて構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、建築物全体が令第四十二条、令第四十三条並びに令第四十六条第一項から第三項まで及び第四項（表三に係る部分を除く。）の規定（平成十三年国土交通省告示第五百四十号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあつては同告示第一から第十までの規定）に適合することを確かめることによつて地震に対して構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができる。

(2) 地震時を除き、建築物全体が、第二第一号イ(2)に定める構造計算（地震に係る部分を除く。）によつて構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、令第四十六条第四項（表二に係る部分を除く。）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあつては平成十三年国土交通省告示第五百四十号第一から第十までの規定）に適合するものについては、この限りでない。

る。

ホ ロ及びハの規定にかかわらず、分離増改築を行う場合（既存の独立部分の規模及び構造が法第二十条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物の区分に該当する場合に限る。）にあつては、既存の独立部分については、平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを、地震時を除いては令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめることができる。

ヘ ロ及びハの規定にかかわらず、分離増改築を行う場合（既存の独立部分の規模及び構造が法第二十条第一項第一号に掲げる建築物の区分に該当する場合に限る。）にあつては、既存の独立部分については、第二第一号ハに定めるところによることができる。

二 建築設備については、第一第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる（法第二十条第一項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）。

第四
（略）

ニ ロ及びハの規定にかかわらず、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあつては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分については、平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを、地震時を除いては令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめることができる。

二 建築設備については、第一第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる。

第四
（略）